

○西和賀町ガバメントクラウドファンディング活用支援事業補助金交付要綱

令和 6 年 4 月 1 日告示第 42 号

(趣旨)

第 1 この要綱は、西和賀町がガバメントクラウドファンディングを活用して寄附を募り、集まった寄附を財源とした補助金により、地域活性化に繋がる特色ある事業を行う団体又は事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、西和賀町補助金交付規則（平成 17 年西和賀町規則第 60 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において、ガバメントクラウドファンディングとは、本町のふるさと納税制度を活用し、インターネット等を通じて広く不特定多数の人から寄附を募る仕組みをいう。

(補助対象事業)

第 3 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 西和賀町総合計画に掲げるまちづくり施策に資する事業で、地域活性化に繋がる特色ある事業

(2) 寄附金の目標額を 100 万円以上とする事業

(3) 寄附金が目標額に達しない場合でも実施する事業

2 前項に該当する事業の内、次のいずれかに該当する場合は、補助対象事業から除く。

(1) 宗教的、政治的活動を目的とした事業であるとき。

(2) 構成員のみを対象とする事業であるとき。

(補助金交付対象者)

第 4 補助金の交付の対象となる者は、町内に主たる事務所を置き、第 3 に規定する補助対象事業を実施する団体又は事業者とする。

2 前項に該当する者のうち、次のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除く。

(1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体又は事業者

(2) 公序良俗に反する団体又は事業者

(3) 西和賀町暴力団排除条例（平成 28 年西和賀町条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員を構成員に含む団体又は事業者

(4) 町税その他町に対する債務を滞納している団体又は事業者
(事業認定の申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、西和賀町ガバメントクラウドファンディング活用支援事業認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 開催要綱等事業内容の詳細がわかる資料
- (4) その他町長が必要と認める資料
(事業認定の決定)

第6 町長は、第5の申請があった時は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認める事業(以下「認定事業」という。)の可否を決定し、その結果を西和賀町ガバメントクラウドファンディング活用支援事業認定(不認定)通知書(様式第4号)により、速やかに通知することとする。この場合において、町長は、認定事業に対し必要と認められる条件を付することができる。

(認定の取消し)

第7 町長は、第6の規定により認定を受けた団体又は事業者(以下「認定事業者」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- (3) 認定事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) その他町長が不適當であると認めたとき。

(ガバメントクラウドファンディングによる寄附募集の実施)

第8 認定事業に対する寄附の募集は、町が登録しているインターネットポータルサイトに事業内容を掲載し、一定期間実施するものとする。

(補助対象経費)

第9 補助金の対象となる経費は、原則として第3第1項に定める事業にかかる経費とし、別に町長が定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する費用は、補助対象経費から除く。

- (1) 認定事業者の維持運営に係る経費
- (2) 他の制度により助成等を受ける経費
- (3) 資本金及び食糧費

(補助金の額)

第 10 町長は、認定事業者から提案のあった認定事業について、第 8 の規定により集まった寄附金の額から、当該寄附金に係るふるさと納税ポータルサイトの利用手数料、決済手数料、町外の寄附者に対しての返礼品の調達費用及び送料等に要する経費相当額を差し引いた金額を補助金として交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第 11 認定事業者は、ガバメントクラウドファンディングによる寄附の募集期間終了後、西和賀町ガバメントクラウドファンディング活用支援事業補助金交付申請書（様式第 5 号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書（様式第 2 号）
- （2） 収支予算書（様式第 3 号）
- （3） その他町長が必要と認める資料

（補助金の交付決定）

第 12 町長は、第 11 の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、西和賀町ガバメントクラウドファンディング活用支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 6 号）により当該認定事業者に通知するものとする。この場合において、町長は補助金を交付する事業（以下「補助事業」という。）に対し、必要と認められる条件を付することができる。

（補助金交付決定の取消し）

第 13 町長は、補助事業者が次の内容に該当する場合、交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 法令違反等ふさわしくない行為が認められたとき。
- （2） 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- （3） 必要な届け出や報告をしないとき、または虚偽の報告をしたとき。
- （4） 補助事業を中止し、又は町長が補助事業の遂行の見込みが無いと認めたとき。

（補助金の返還）

第 14 町長は、第 13 の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 事業内容の変更等により余剰金が発生したとき、又は交付決定が取り消しになった場合に返還された補助金については、「がんばる西和賀応援基金」として取り扱い、がんばる西和賀応援基金条例（平成 21 年西和賀町条例第 1 号）第 6 条第 6 号で定める事業に活用する

こととする。

（事故報告等）

第 15 補助事業者は、補助事業の内容を大幅に変更する場合や、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由、その他必要な事項を書面により町長に報告し、指示を受けることとする。

（実績報告書の提出）

第 16 補助事業者は、事業完了の日から起算して 30 日以内、又は補助事業実施年度末日のいずれか早い日までに、西和賀町ガバメントクラウドファンディング活用支援事業補助金実績報告書（様式第 7 号）に次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（1） 事業報告書（様式第 2 号）

（2） 収支決算書（様式第 3 号）

（3） 事業に要した費用の請求書・領収書の写し

（4） 事業実施にかかる日程、記録写真など活動実績を明らかにする資料

（5） その他必要と認められる資料

（補助金の交付額の確定）

第 17 町長は、第 16 の規定による実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、必要に応じて調査を行い、補助事業が補助金の交付決定の内容に適合すると認める場合は、補助金の額を確定し、西和賀町ガバメントクラウドファンディング活用支援事業補助金確定通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第 18 補助金の確定通知を受けた補助事業者は、その通知を受けてから 15 日以内に、西和賀町ガバメントクラウドファンディング活用支援事業補助金請求書（様式第 9 号）により、町長に補助金を請求しなければならない。

（個人情報等の取り扱い）

第 19 申請書類及び添付された資料に記載されている内容は、ガバメントクラウドファンディングを運営する委託事業者及び認定事業者に提供することとする。

2 寄附者の個人情報の提供を受けた認定事業者は、ガバメントクラウドファンディングにおける、お礼状の発送及び返礼品の送付、事業報告以外の目的での使用、並びに第三者へ提供をしてはならない。

（その他）

第 20 この要綱に基づいて受けた寄附金については、がんばる西和賀

応援寄附金事務取扱要綱（平成 26 年西和賀町示第 68 号）を適用しない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。